

## 労働統計のあらまし

国が作成する労働に関する主な統計の概要です。利用する場合に必要な知識をまとめてみました。

最後に、統計を利用する際の一般的な注意事項と、統計の一覧表を載せました。

### [統計利用の一般的な注意](#)

### [労働に関する主な統計調査一覧](#)

この労働統計の道案内のコーナーには、[国](#)や[都道府県](#)の労働関連の統計のサイトへのリンク集や各統計調査の用語の解説をまとめた「[労働統計用語解説](#)」もあります。併せてご活用ください。

記述は、各統計調査の報告書等に基づいていますが、当機構の責任においてまとめたものです。

なお、今後、統計の具体的な数字の紹介も含めたより詳しい解説を章ごとに、順番は前後しますが、行っていく予定です。

#### (労働統計のあらまし 目次)

##### 労働統計のあらまし

- 1 人口、就業者数、失業者数、労働移動
  - (国勢調査)
  - (人口推計)
  - (労働力調査)
  - (就業者の区分－従業上の地位)
  - (雇用の形態)
  - (労働力調査 基本集計、詳細集計)
  - (失業統計)
  - (労働需給)
  - (求人倍率)
  - (労働移動)
  - (就業構造基本調査)
  - (経済センサス)
  - (雇用者の統計)
- 2 賃金
  - (賃金水準：毎月勤労統計調査)
  - (賃金の種類)
  - (常用労働者)
  - (賃金構造：賃金構造基本統計調査)
  - (毎月勤労統計調査との違い)
  - (賃金構造基本統計調査の統計区分)
  - (賃金制度、モデル賃金)
  - (賃金の改定状況)
  - (退職金)
  - (労働費用)
- 3 労働時間
  - (実労働時間数)
  - (労働時間制度)
- 4 雇用管理等
  - (定年後の継続雇用)

- (雇用機会均等、育児・介護)
- (能力開発、福利厚生)
- 5 労働災害・労働安全衛生
- 6 労使関係
- 7 家計、物価、生活の状況、勤労者意識
  - (家計)
  - (消費者物価)
  - (時間配分その他生活の状況)
  - (勤労者意識)
- 8 経済全体、景気、企業経営
  - (国民経済計算、生産)
  - (景気)
  - (企業経営)
- 9 テーマ限定の統計調査

<統計利用の一般的な注意>

- (1) 統計の内容、調査の範囲をはっきりとさせること
- (2) 統計の区分の基準をはっきりとさせること
  - (産業)
  - (職業)
  - (雇用形態、就業形態)
  - (規模)
- (3) 統計には誤差があり、数値は幅をもたせて解釈すること
- (4) 月次統計、四半期別統計には季節的な動きがあること
- (5) 指数について
  - (毎月勤労統計調査の指数)
  - (消費者物価指数)
  - (生産指数)

労働に関する主な統計調査（業務統計\*を含む）一覧

## 1 人口、就業者数、失業者数、労働移動

働く人は何人か、どのような仕事に従事しているのか、これが労働統計の出発点といえます。働いて収入を得る人を、労働統計では「**就業者**」と呼びます。また、働いて収入を得るのは生活のためです。就業者数に加え、生活を営む人の数である「**人口**」や、就業者ではないが仕事を求めている「**失業者**」の数は、国政を進める上で、また、国民が国情を知る上で、必要不可欠な数字です。総務省「**国勢調査**」（略称「**国調**」）と「**労働力調査**」（同「**労調**」）は、これらを調べる代表的な調査です。

### （国勢調査）

国勢調査は、日本に常住するすべての人（外国籍の人も含む）を対象に5年ごとに行われます。最近では2010年に行われました。国勢調査を英語でセンサス（Census）といいます。古代ローマ帝国の「ケンソール」（Censor、人口調査官）が語源とのことです。我が国では『センサス』という用語は、人口に関する全数調査である「国勢調査」のみではなく、他の全数調査や相当に規模の大きな統計調査についても使われることがあります。例えば、後で触れる「経済センサス」や「賃金センサス」です。

2010年の国勢調査の結果によると、

人口	128,057,352人
うち15歳以上	110,277,485人

労働力人口	63,699,101 人
就業者数	59,611,311 人
失業者数	4,087,790 人

でした。

国勢調査は全数調査で、性別、年齢別はもとより、詳細な産業別、職業別の統計や市町村別の統計が作成されます。その結果は正確ですが、ただ、5年に一度しか数字が得られません。人口は刻々と変わりますし、就業者数や失業者数は、経済の動きによっても変化します。

#### (人口推計)

そこで人口については、「人口推計」が毎月、総務省によって作られています。これは、出生届、死亡届等をもとに毎月行われる厚生労働省「人口動態調査」や法務省「出入国管理統計」を使って作成されるものです。

#### (労働力調査)

就業者数や失業者数は、サンプル調査である労働力調査によって毎月把握されています。この調査では、人口推計による推計人口をもとに、15歳以上人口とその内訳の就業者数、失業者数などの統計が作成されます。労働力調査の失業者は「完全失業者」と呼ばれます。就業者数と完全失業者数の合計は、労働をしているか、或いは労働をしようとしている人の数で、「労働力人口」といいます。労働力人口に占める完全失業者数の割合（百分比）を「完全失業率」といいます。

なお、15歳以上人口に占める労働力人口の割合（百分比）は「労働力人口比率」又は「労働力率」、15歳以上人口に占める就業者人口の割合（百分比）は「就業率」と呼ばれます。15歳以上64歳以下の人口を「生産年齢人口」ということがあります。

#### (就業者の区分—従業上の地位)

働く場合、人に雇われて働くか、自分で事業を起こして働くかでは、社会的な立場が大きく異なります。国勢調査や労働力調査では、就業者を「自営業主」、「家族従業者」、「雇用者」に分けます。家族従業者とは、自営業主の家族でその自営業主の営む事業に無給で従事している者です。無給ですが、就業者として扱われます。家族であっても有給であれば雇用者に区分されます。

ここで、労働力調査2012年6月分の結果をみると、

15歳以上人口	1億1096万人	
労働力人口	6591万人	
就業者数	6304万人	
<span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span>	自営業主	564万人
	家族従業者	188万人
	雇用者	5528万人
完全失業者数	288万人	
労働力人口比率	59.4%	

就業率 56.8%

でした。

### (雇用の形態)

雇用者については、男女別、年齢階級別、産業別などの統計に加え、雇用の形態別にみる統計があります。雇用の形態とは、雇用契約に雇用期間の定めがある（有期雇用）か、定めがない（無期雇用）か、労働時間の長短（フルタイムかパートタイムか）、いわゆる正規の職員か非正規の職員か、派遣労働かどうか、といった区分の別です。雇用の形態は多様化しつつあり、非正規労働者の増大が注目されているところです。雇用の形態のとり方も統計調査によって様々です。

労働力調査では、いろいろな角度からみた雇用の形態に関連した統計が作られています。毎月、雇用期間の定めの有無、定めがある場合の長さに応じ、

「常雇」 1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者及び役員

「臨時雇」 1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

「日雇」 日々又は1か月未満の契約で雇われている者

の別に分けた雇用者数の統計と、週間就業時間数の別に分けた就業者数（うち雇用者数）の統計が作成されています。週間就業時間別の統計で、週35時間未満雇用者の数は、パートタイム労働者、或いは短時間労働者の数として参照されることがあります。

さらに四半期ごとに、勤め先での呼称に基づき、

「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、

「契約社員・嘱託」、「その他」

の六つに区分した統計が作成されています。「正規の職員・従業員」以外の5区分をまとめた「非正規の職員・従業員」の統計も示されています。最近では、非正規労働者の数というところ、この非正規の職員・従業員数が引用されることが多いようです。この非正規の職員・従業員数が雇用者数（役員を除く）に占める割合は、平成23年平均で35.2%\*と、雇用者の3人に1人は非正規労働者となっています。

\*岩手、宮城、福島の3県を除く統計

### (労働力調査 基本集計、詳細集計)

このように労働力調査は四半期ごとに、毎月の統計にはない詳細な統計を「労働力調査詳細集計」としてまとめています。これに対し毎月の統計は、「労働力調査基本集計」と呼ばれています。

### (失業統計)

労働に関しては、仕事に就けるかどうかは大問題です。失業統計が注目されるところです。失業統計は、もっぱら労働力調査によります。労働力調査では、完全失業者数、完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合（%））の統計が、性、年齢、求職理由など、様々な観点から分けて作成されています。

毎月の基本集計では、まず、男女別、年齢階級別にみた完全失業者数、完全失業率があり

ます。これに加え、求職理由別、世帯主との続柄別の失業統計があります。求職理由の区分は、自分や家族の都合で仕事をやめた、勤め先や事業の都合で仕事をやめた、収入を得る必要が生じたから新たに求職した、などです。自発的な失業、非自発的な失業の数がわかります。

四半期ごとに公表される詳細集計ではさらに、完全失業者の失業期間や仕事に就けない理由、探している仕事の形態（正規、非正規など）の別にみた統計があります。離職して失業者となった離職失業者については、基本集計の求職理由をさらに細かくし、会社倒産・事業所閉鎖のため、人員整理・勧奨退職のため、事業不振や先行き不安のため、結婚・出産・育児のため、などの詳細な離職理由別の統計があります。

#### （労働需給）

完全失業率は、労働力人口に占める完全失業者の割合です。労働力人口は就業者数と完全失業者数の合計で、言わば‘働き手’の数です。完全失業率は、働き手のうち仕事がなく仕事を求める人、仕事に就けられない人の割合ということになります。その割合の高い状態を、労働需給が緩んでいる、低い状態を労働需給がひっ迫していると言ったりします。

#### （求人倍率）

労働需給の状況を示す指標には、完全失業率のほかに、ハローワーク（公共職業安定所）で扱われる求人数と求職者数の比をとった「有効求人倍率」（倍）もあります。これは一般職業紹介状況、或いは職業安定業務統計として厚生労働省から毎月発表されます。有効求人倍率は、求職者一人当たりの求人数です。これが高くなれば、特に1を超えれば、それだけ働き口のある状態、逆に1を下回れば、求職者数に見合う求人がない、働き口のない状態ということになります。

#### （労働移動）

一定期間（例えば1年間）をとって、その期間内に新たに仕事に就いた人の数（入職者数）、仕事から離れた人の数（離職者数）も重要な統計です。就業者数や雇用者数にあまり変化がなくても、入職や離職が活発かどうかで、雇用情勢の見方も変わってきます。労働力調査詳細集計には、過去1年間に新たに仕事に就いた者である「新規就業者数」や「前職の有無（前職ありの場合は前職を離職した時期）別就業者数」など、就業の異動に関する統計があります。雇用形態の異動（正規から正規、正規から非正規など）のわかる統計もあります。

また、雇用者に絞ったものですが、労働移動をもっぱら調べるための調査があります。厚生労働省「雇用動向調査」です。年に2回、上半期と下半期の入職と離職が調べられています。統計としては、上半期分と年間を通したものが出されています。入職者数、離職者数はもとより、入職者の職歴（新規学卒、未就業状態からの入職、転職入職の別）、転職入職の場合の賃金の変動、産業、職業や企業規模の変化、転職理由、さらに離職者の勤続期間、離職理由などが、性別、年齢別、産業別、職業別にわかります。

#### （就業構造基本調査）

5年に一度の国勢調査は全数調査で、調査事項は基本的なものに限られます。毎月行う労

働力調査はサンプル調査で、調査事項が詳しくなります。しかし、サンプルの大きさに限度があり、条件を細かくした集計は、サンプルの中の該当者が少なくなるので困難です。そこで、サンプルをより大きくし、さらに詳細に就労状況を集計できる調査が5年に一度、行われています。総務省の「**就業構造基本調査**」（略称「**就調**」）です。

労働力調査とは、労働力調査が動向調査であることから月末1週間の実際の状況を調べるのに対し、就業構造基本調査は構造調査であることから普段の状況を調べるという違いがあります。そこで、労働力調査は**アクチュアルベース**、就業構造基本調査は**ユージュアルベース**と言われることがあります。ただし、2007年の就業構造基本調査においては、一部の調査項目（9月月末1週間の就業状態）がアクチュアルベースでも調査されています。

### （**経済センサス**）

我が国には国勢調査と並ぶ大掛かりな全数調査がもう一つあります。総務省「**経済センサス**」です。我が国のすべての事業所を対象に行うものです。「**事業所**」とは、経済活動の場所的な単位のこと、事務所、店舗、工場などです。一般に、企業は一つ又は複数の事業所を有します。

この調査には、事業所、企業の経済活動の状態を調べて産業構造を明らかにするという目的に加え、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報の整備という目的があります。事業所・企業を対象とする国の統計調査の多くは、経済センサスで作られた事業所名簿、企業名簿から標本を抽出します。

「**基礎調査**」と「**活動調査**」があり、前者は平成21年に実施され、後者は平成24年に実施されることになっています。基礎調査は、我が国に所在するすべての事業所の事業の種類、従業員数などを調べ、活動調査は、売上高や諸費用の経理事項等を調べます。

この経済センサスでも、事業所に所属して働いている人である「**従業者**」と、その内訳として、「**個人業主**」、「**家族で無給の人**」、「**有給役員**」、「**雇用者**」の数が調べられています。雇用者は「**常用雇用者**」と「**臨時雇用者**（常用雇用者以外の雇用者）」の別に、「**常用雇用者**」はさらに内数として「**正社員・正職員などと呼ばれている人**」とそれ以外の常用雇用者の数が調べられています。

また、これらとは別に、「**事業従事者数**」がわかるのが経済センサスの特徴です。事業従事者とは、事業主との雇用関係の有無にかかわらず、調査事業所で実際に働いている人のことです。業務の一部を請負っている別業者の労働者で、同じ事業所内で働いている人や派遣労働者も含めた数です。

経済センサスの前身は、昭和63年以降平成18年まで、数年ごとに行われていた「**事業所・企業統計調査**」で、さらにその前は「**事業所統計調査**」です。

### （**雇用者の統計**）

雇用労働は、事業主に雇われ、その指揮監督のもとに働くという従属労働であるが故に、労働基準法、労働組合法などの様々な労働保護法があり、労働行政という一つの大きな行政

分野があります。

統計も、労働条件をはじめとして雇用者（労働者）に関連するものが多種多様あります。おおむね、次のように分類されます。

賃金、労働時間、雇用管理・福利厚生、  
労働災害・安全衛生、  
労使関係、家計・物価、勤労者生活・意識、  
一般経済・企業経営

雇用労働の賃金、労働時間等の労働条件は、法定の最低基準を満たせば、あとは当事者の合意に委ねられます。それだけに、どのような実態にあるか、国として統計を整備し労働行政を初め各行政に活かすほか、国民に示すことで、労働市場の環境整備が図られているところ です。

## 2 賃金

賃金統計の代表は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」（略称「毎勤」）と「賃金構造基本統計調査」（同「賃構」）です。

### （賃金水準：毎月勤労統計調査）

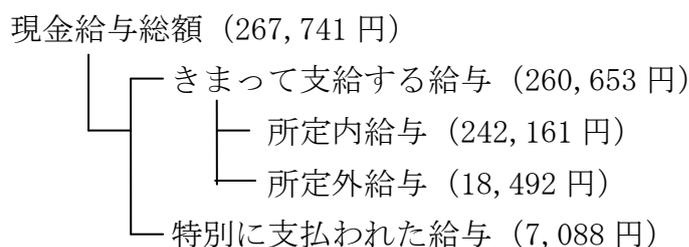
毎月勤労統計調査からは、毎月の賃金の労働者一人平均の水準と、その増減状況がわかります。賃金には、労働者にとって生活を支えるもととなる所得、労働市場における労働の価格、企業にとっての労働コストという3つの側面があります。消費、労働需給、生産活動・企業活動を表す他の経済統計と併せて使うことで、賃金の置かれている状況をより深く理解することができます。

毎月勤労統計調査は、調査対象や方法に変遷はあるものの、1923年（大正12年）開始の「職工賃銀毎月調査」、「鉱夫賃銀毎月調査」まで遡ることのできる調査です。当時は第一次世界大戦後、重化学工業化が進む中、労働運動が活発になった時期です。賃金水準を客観的に把握することの重要性から調査が始められました。

この調査は賃金に併せて、実際に労働に従事した「労働時間数」や「常用労働者数」の統計も作成されています。それぞれ指数が作成されています。指数については、最後の項で触れることとします。

### （賃金の種類）

毎月勤労統計調査によると、2012年5月分の常用労働者一人当たりの月間賃金とその内訳は次のようでした。



きまって支給する給与は「**定期給与**」ともいい、労働統計用語の一つです。毎月の賃金としてあらかじめ算定基準、算定方法が定められている賃金をいいます。いわゆる基本給、本俸、また、毎月出る扶養手当や住宅手当、職務手当、残業手当などが該当します。一般に、労働基準法にいう「平均賃金」の算定に用いられる賃金が該当します。

所定の労働時間を超えて働いた労働について支払われる賃金（いわゆる残業手当、休日手当）と深夜労働の割増賃金を「**所定外給与**」（「**超過労働給与**」ともいう。）といい、きまって支給する給与のうち、超過労働給与分を除いたものを「**所定内給与**」といいます。また、賞与や3か月を超える期間で算定され支払われる賃金は「**特別に支払われた給与**」として、支払日の属する月の分に計上されます。

このような賃金の分け方は、毎月勤労統計調査に限らず、労働統計ではほぼ共通です。

#### （**常用労働者**）

毎月勤労統計調査は、調査対象事業所の「**常用労働者**」の賃金、労働時間等を調べます。この常用労働者は、厚生労働省の調査でよく使われる用語です。総務省「経済センサス」の「**常用雇用者**」や経済産業省「工業統計調査」の「**常用労働者**」も、実質同義です。期間を定めずに雇用されている人、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人、又は日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2か月のそれぞれで18日以上雇用されている人を行います。最後の「前2か月それぞれ18日以上」という要件は、雇用保険における日雇被保険者と一般被保険者の区別と符合します。雇用保険では、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者を日雇被保険者としますが、「前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者」は日雇被保険者から除かれ、一般被保険者とされます。

定義からわかるように、この常用労働者は、いわゆる正社員という意味ではありません。有期雇用の労働者やパートタイム労働者も含まれます。同じ事業所で、実態として1か月を超えて働いている労働者、というイメージです。先に触れた2009年「経済センサス」（7月1日時点）によれば、従業者62,860,514人中、雇用者が55,463,266人、うち常用雇用者が52,094,559人と、雇用者のほぼ94%は常用労働者です。

毎月勤労統計調査では、さらに常用労働者を「**一般労働者**」と「**パートタイム労働者**」の別に分けて調査し、統計が作成されています。このように分けるようになったのは1993年以降（常用労働者数のみ1990年以降）です。毎月勤労統計調査のパートタイム労働者とは、1日の所定の労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者に比べて少ない者のことで、先に触れた労働力調査詳細集計の「パート」が事業所における呼称に基づくものであるのと定義が異なります。

常用労働者中、パートタイム労働者の占める割合は、2012年3月分調査で28.65%に及びます。この割合は、2000年は20.20%（年平均）でした。およそ10年間で約1.4倍になっ

ています。

#### （賃金構造：賃金構造基本統計調査）

賃金は、年齢や勤続年数、職種によって水準が異なるのが普通です。そこで、たとえば35歳、勤続17年の技能労働者の賃金水準はいくらか、といったことがわかる統計も不可欠です。毎月勤労統計調査の賃金統計は全体の水準とその変化で、このような統計はわかりません。これがわかるのが厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（略称「賃構」）です。「賃金センサス」とも言われる大規模な統計調査です。年に1回、6月分について調査され、翌年の2月末には結果が発表されます。

#### （毎月勤労統計調査との違い）

毎月勤労統計調査の賃金統計は、労働者全体、或いは各産業の労働者全体の賃金水準とその増減です。物価や企業の生産活動などに関する他の経済統計と一緒に使うことで、経済全体、或いは特定の産業の状況を知ることができます。また、労働者全体の賃金水準の変動を表すことから、労働者災害補償保険の年金給付のスライド率算定や、雇用保険の賃金日額の上限、下限の改定などに使われます。

一方、賃金構造基本統計調査の賃金統計は、年齢、勤続などの、いわば‘労働力の銘柄’の別に賃金の相場を知るために使います。企業内の賃金構造がわかる統計といたりします。例えば、交通事故の賠償金算定の参考に使われるのは、賃金構造基本統計調査です。このように、両統計は役割が異なります。

#### （賃金構造基本統計調査の統計区分）

賃金構造基本統計調査の賃金統計は、常用労働者（毎月勤労統計調査の常用労働者と同じ意味です。）を「一般労働者」と「短時間労働者」に分け、それぞれについて、企業規模、性、学歴、年齢階級、勤続年数階級などの別に作られます。特に断りのない限りは、一般労働者に関する統計です。賃金は、6月分の月間「所定内給与額」、「きまって支給する給与額」、そして前年1年間の「年間賞与その他特別給与額」です。「年間賞与その他特別給与額」は、前年の1年分であることに注意してください。

一方、短時間労働者は、1時間当たりの所定内給与額が表示されます。この短時間労働者は、毎月勤労統計調査のパートタイム労働者と定義が実質同じです。

2005年からはそれぞれ、さらに雇用形態の別に、また、常用労働者以外の労働者についても作成されるようになりました。雇用形態の区分は、

- 「正社員・正職員で雇用期間の定め無し」、
- 「正社員・正職員で雇用期間の定め有り」、
- 「正社員・正職員以外で雇用期間の定め無し」
- 「正社員・正職員以外で雇用期間の定め有り」

の別です。個々の労働者が正社員・正職員か、それとも正社員・正職員以外かの判断は、事業所に委ねられています。

### （賃金制度、モデル賃金）

賃金統計には、賃金の制度に関する統計もあります。

賃金は一般に、本給、職務給、勤続給、業績手当、家族手当など、様々な項目からなります。名称は、企業によってまちまちです。これらを属人給、職務給、職能給、総合給、業務関連手当、生活関連手当などの類型に分類し、例えば、属人給のある企業割合、職能給と属人給を組み合わせている企業割合などの統計を集計します。この種の統計がわかる調査に、厚生労働省「**就労条件総合調査**」があります。数年に一度、賃金制度が調べられています。

賃金制度を調べる調査として他に、中央労働委員会事務局「**賃金事情等総合調査**」があります。この調査は、統計を得るためというよりも、中央労働委員会の労働争議解決の参考情報の収集を目的に行われているものです。一部の調査事項が集計、公表されています。調査対象は原則として一部の大企業で、固定されています。

なお、この中央労働委員会事務局の調査は、「**モデル所定内賃金**」を作成しているのが特徴の一つです。学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数、学校卒業後入社し標準的に昇進、などの条件をいくつか与え、その条件に該当する者の所定内賃金（所定内給与と同義。ただし、交替手当及び通勤手当は除外）を、事務・技術労働者と生産労働者の別に調べるものです。特定の学歴、年齢、勤続年数などの要件に該当する労働者、或いはその条件から賃金規則上算定される賃金であるモデル賃金は、民間の調査機関でも調べられています。

### （賃金の改定状況）

個々の労働者の賃金は、昇給やベースアップで改定される場合が多くあります。年間の改定額、改定率を調べて平均をとる調査があります。厚生労働省「**賃金引上げ等の実態に関する調査**」です。この調査では、改定時期、労使交渉の状況、改定に当たって重視した事項（物価の動向、企業の業績、世間相場など）なども調べられています。

賃金の改定は、労使にとって重要な案件です。改定額、改定率を労使交渉で決める企業も多くあります。労使交渉の妥結状況を調べるものとして、厚生労働省「**民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況**」があります。同様な調査は、東京都をはじめとする一部の都道府県や労使団体でも行われています。また、賞与についても、労使交渉の妥結状況を調べられています。厚生労働省「**民間主要企業夏季一時金妥結状況**」、「**民間主要企業年末一時金妥結状況**」です。

### （退職金）

賃金の関連で、退職金の水準、退職金制度の統計があります。やはり就労条件総合調査で数年ごと（ほぼ5年ごと）に調べられています。また、人事院でも不定期ですが調べられています。先の賃金事情等総合調査でも、隔年で調査されています。各調査とも、厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付年金等の企業年金の導入状況も調べられています。退職金の水準には、企業年金分を一時金に換算して（現価といいます。）合計した額と内訳が表示されます。

### (労働費用)

労働のコストには、賃金以外にも、厚生年金保険や労働保険などの社会保険の保険料の事業主負担分や、様々な福利厚生費、教育訓練費などがあります。これらは賃金も含め、「労働費用」と総称されます。やはり数年ごとに就労条件総合調査で調べられ、一人当たりの労働費用の額と内訳別にみた統計があります。

1995年からは、「派遣労働者受入れ関係費用」として、派遣労働者を使用する際に派遣元に支払う額も調べるようになりました。これは、労働費用の外数です。労働費用は、雇っている労働者に関する費用です。

## 3 労働時間

労働時間の統計には、実労働時間数の統計と労働時間制度の統計があります。前者は、実際に労働に従事した時間数の統計です。後者は、就業規則や労働協約などで定められている制度に関する統計で、例えば、完全週休二日制採用企業割合、裁量労働制適用労働者割合といった統計です。制度に変わりはなくとも、有給休暇の取得日数が増えたり、或いは景気が悪くて一部休業があったりすると、実労働時間数の方は減少することになります。

### (実労働時間数)

実労働時間数の統計は、毎月勤労統計調査で把握されています。この調査は労働者数も把握しているので、月間の労働投入量（人・時間を単位とする延べ労働時間数）がわかることになります。就業規則等で定められた時間帯における「所定内労働時間」と、それ以外（いわゆる残業、休日出勤など）の「所定外労働時間」、両者の合計「総実労働時間」があります。総実労働時間の統計は、海外との比較でよく引用されます。また、所定外労働時間は、特に製造業のものが、景気の動きとの関係でよく注目されます。

### (労働時間制度)

制度としての労働時間の統計がわかる調査の代表は、賃金制度や退職金も調べている「就労条件総合調査」です。週所定労働時間数、年間の休日数、週休制の種類、変形労働時間制やみなし労働時間制の採用状況、労働者への適用状況、有給休暇の付与日数などがわかります。有給休暇については、実際に取得された日数も調査されており、取得率の統計が作成されています。日本は有給休暇の取得率が半分程度とか、諸外国に比べて低いなどといわれますが、このときに引用される統計が、この就労条件総合調査による統計です。

## 4 雇用管理等

企業の学卒採用、中途採用、配置転換や人事考課、昇進などの仕組、定年制、定年後の継続雇用の仕組など、雇用管理に関する一連の統計があります。かつては「雇用管理調査」という年1回行われる調査が厚生労働省にあったのですが、2004年調査を最後に廃止され、2005年からは、定年制や定年後の継続雇用の調査が、就労条件総合調査に引き継がれました。

### （定年後の継続雇用）

定年後の継続雇用の状況は、公的年金の支給開始年齢の引き上げもあって注目されています。65歳まで希望者全員が雇用される企業の割合は、最近では厚生労働省の「**高年齢者の雇用状況**」の集計結果がよく引用されます。これは統計調査による統計ではなく、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で事業主に毎年提出が求められている「高年齢者の雇用に関する状況の報告」を集計したものです。統計には、このような行政記録を集計したもの——**業務統計**といいます——もあります。先に触れた有効求人倍率の統計も業務統計です。

### （雇用機会均等、育児・介護）

また、男女の雇用均等問題に係る雇用管理などに的を絞った厚生労働省「**雇用均等基本調査**」があります。コース別雇用管理制度、ポジティブ・アクションの取組状況、育児休業・介護休業制度の運用などをローテーションで調べています。2006年までは「**女性雇用管理調査**」の名称で行われていました。

### （能力開発、福利厚生）

雇用管理に関連し、労働者の能力開発、教育訓練について、毎年行われる調査に、厚生労働省「**能力開発基本調査**」があります。企業の教育訓練費用、能力開発の方針、教育訓練の実施状況、さらに労働者個人も調査し、OFF-JT受講、自己啓発の状況などが調べられています。

また、厚生労働省「**就労条件総合調査**」では、毎年ではありませんが、**福利厚生**に関する統計、例えば、持家援助制度、貸付金制度、財形制度の有無、内容、利用状況、住宅、医療保健、保養施設等各種の福利厚生施設の設置状況、利用状況が調査されています。

雇用管理は内容の幅が広く、民間の調査機関でもさまざまな調査が行われています。当機構でも、数々の調査を行っているところです。

## 5 労働災害・労働安全衛生

労働災害の発生状況を示す統計としては、まず、厚生労働省「**労働災害発生状況**」、「**業務上疾病発生状況等調査**」などの業務統計があります。労働災害発生状況は、「**死亡災害**」と「**死亡災害及び休業4日以上**の死傷災害」の統計から成ります。労働安全衛生法施行規則に基づく「**労働者死傷病報告**」や、労働者災害補償保険（**労災保険**）の給付データから作成されます。

労災保険の業務統計も、労働災害の統計といえます。労災保険は、通勤災害など一部の非業務災害も補償の対象です。労災保険の統計には、この非業務災害分も含まれますが、非業務災害分を含まないものも、業務災害分として表示されています。

また、労働災害の発生頻度を示す「**度数率**」と重篤度を示す「**強度率**」の統計があります。これは、厚生労働省「**労働災害動向調査**」という標本調査によって毎年作成されています。度数率とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数です。強度率とは、例えば死亡事故は労働損失日数7500日というように、災害の程度に応じて損失日数を定めて

おき、1,000 延べ実労働時間当たりの労働損失日数で表したものです。

企業では、労働安全衛生法等の法律に基づき、様々な労働安全衛生対策（労働災害防止対策）が講じられています。努力義務であるものも多く、統計調査によって講じられている対策が調べられています。「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「労働者健康状況調査」、「労働環境調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」がローテーションで行われています。

## 6 労使関係

雇用労働は、その性格上、使用者と労働者との間に労使関係が生じます。労使関係の一方の当事者である労働組合の実態を調べる調査として、厚生労働省「労働組合基礎調査」があります。年に1回、我が国のすべての労働組合を調べる調査です。そこで調べられた労働組合員数と、労働力調査による雇用者数との比率は「推定組織率」と呼ばれます。

他にも、「労働組合実態調査」、「労働協約実態調査」、「労使コミュニケーション調査」などが年1回、ローテーションで行われています。

また、労働争議の統計があります。厚生労働省「労働争議統計」です。争議行為の形態（同盟罷業、作業所閉鎖、怠業）、行為参加人員、労働損失日数、要求事項などが毎月、調査されています。

昨今は個別労働関係の紛争が増加してきたことから、2001年に個別労働関係紛争調整法が作られ、都道府県労働局や一部を除く都道府県労働委員会で、個別労働関係紛争の調整がなされています。その件数の統計も業務統計として発表されています。

## 7 家計、物価、生活の状況、勤労者意識

労働者の生活に関する統計も、労働問題を考える上で重要です。労働者の生活を知る統計として、家計、物価、生活時間の配分や余暇の使い方、意識の統計があります。

### （家計）

家計に関する調査には、総務省「家計調査」があります。毎月、世帯単位に調査し、項目別に支出額が明らかにされます。二人以上の世帯に関する統計が毎月、単身世帯及び二人以上の世帯と併せた総世帯に関する統計が四半期ごとに作成されます。それぞれ勤労者世帯、勤労者世帯以外の別に作られます。勤労者世帯とは、世帯主が雇用者である世帯をいいます。勤労者世帯（及び無職世帯）については収入についても調査され、世帯主収入、配偶者の収入などがわかります。

支出額の分類には、用途分類と品目分類の二つがあります。用途分類は、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出の10大費目とその細分です。品目分類は約550の品目から成ります。贈答用として購入したカステラは、用途分類ではその他の消費支出の中の交際費の食料に分類されますが、品目分類では用途にかかわらず、食料の中の菓子類のカステラに分類されます。

家計調査の消費支出の額は世帯単位でみた統計なので、世帯の人員数によって影響を受けます。また、月の暦日数や物価水準の影響も受けます。そこで、生活水準の時系列的な変化を示す指標として、これらの変動を調整し、特定の年（基準年、現在は2010年）の平均を100とする「消費水準指数」が作られています。平成20年からは、消費支出は世帯主の年齢によっても大きく異なることから、世帯主の年齢変化の影響も除去した指数も作成されるようになっています。

家計に関する調査は、毎月の家計調査に加え、5年に一度、大規模な調査が行われます。総務省「全国消費実態調査」です。

#### （消費者物価）

物価統計としては、労働者の生活の観点から、もっぱら総務省「消費者物価指数」が注目されます。生活のために購入する財やサービスの価格の全体的な水準を表す数字で、毎月作られます。数字は、基準年（現在は2010年）の水準を100として表されます。家計調査と同様に、用途分類別、品目別に作られます。消費者物価指数作成のために、小売物価を調べる調査が総務省「小売物価統計調査」です

物価指数には、日本銀行が作成する「企業物価指数」もありますが、こちらは企業間の取引に使われる財・サービスの価格の動向を表すものです。

#### （時間配分その他生活の状況）

労働者の生活時間の配分、また余暇時間における主な活動の状況をみる統計調査に、総務省「社会生活基本調査」があります。国民全体の社会生活の実態を明らかにするために、5年に一度行われる調査です。対象は、労働者に限らず、10歳以上の者です。最近では、2007年に行われました。

また、保健、医療、福祉、年金等の観点から国民生活を年1回調査するものとして、厚生労働省「国民生活基礎調査」があります。

その他、就業面も含め生活全体を調べる調査に、厚生労働省に「縦断調査」と呼ぶ3種類の調査があります。いずれも、条件に該当する者から一定数を選び、継続して毎年、調査します。一つは「21世紀出生児縦断調査」です。2001年の特定の期間に出生した子を対象に、母の就業状況、子どもと一緒に過ごす時間、子育て費用、就寝時間の状況などを追跡して調べます。二つ目は「21世紀成年者縦断調査」です。2002年10月末時点で20～34歳であった者（及びその配偶者）を対象に、結婚、出産、就業等の実態及び意識などを追跡して調べます。三つ目は「21世紀中高年縦断調査」です。2005年10月末現在で50～59歳であった者を対象とし、健康・就業・社会活動について、意識面・事実面を追跡して調べます。

#### （勤労者意識）

毎年行われている内閣府「国民生活に関する世論調査」では、働く目的、理想的な仕事などが毎年調べられています。

当機構でも、労働者の生活、意識を調べる調査が多数あります。「勤労生活に関する調査」は1999年以降、数年に一度ずつ行っており、最近も2012年5月、「第6回勤労生活に関する調

査」の結果を発表したところです。各回固有の調査事項もありますが、例えば終身雇用に関する意識など毎回調べている調査項目もあり、変遷をみることができます。「終身雇用」を支持する者の割合は過去最高の87.5%で、調査開始の1999年以降、いわゆる日本型雇用慣行をあらわす項目に対する支持割合が上昇しています。

## 8 経済全体、景気、企業経営

種々の労働問題を考える場合、一般経済、景気、企業経営の状況も併せて見る必要があります。労働は経済活動の一環だからです。例えば賃金問題であれば、賃金統計だけではなく、一般経済や生産性、物価、生計費などの関連する諸統計もみることで、理解を深めることができます。

### （国民経済計算、生産）

経済情勢を表す統計の代表に、**国内総生産額（GDP）**があります。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額です。四半期ごとに作られます。1～3月分であれば、5月上旬に第一次速報、6月上旬に第二次速報が出ます。これらは、「**国民経済計算（SNA）**と呼ばれる一連の統計の一部です。国民経済計算は、既存の経済統計を加工して作成されます。このような統計を**二次統計**といいます。先に家計調査の項で触れた消費水準指数も、家計調査の結果から作成される二次統計です。これに対し、統計調査の調査票や行政記録を集計して作成される統計を**一次統計**といいます。

国民経済計算の中の「**雇用者報酬**」は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額に相当します。賃金・俸給に加え、雇主の健康保険・厚生年金等の社会保障基金（SNA固有の言い方です。）への負担金なども該当します。

生産活動に関しては、経済産業省の「**鉱工業生産指数**」や「**第三次産業活動指数**」もあります。

### （景気）

景気に関しては、まず、内閣府「**景気動向指数**」があります。景気に先行して動く先行指数、ほぼ一致して動く一致指数、遅れて動く遅行指数の3本の指数があります。生産、雇用などの経済統計から、それぞれ11本、11本、6本の統計を選び、動きを合成したものです。労働統計からも、労働力調査の完全失業率や、毎月勤労統計調査の製造業所定外労働時間指数数、常用雇用指数も採用されています。

また、いわゆるビジネスサーベイと言われる一連の調査があります。これは、よい、わるい、増加、減少に関する企業の判断を調べる調査です。四半期ごとに行われるものが多く、1期先（調査によっては2期先）の見込みも調べます。代表的なものに、日本銀行「**全国企業短期経済観測調査**」による企業の業況判断（良い、さほど良くない、悪い）や雇用人員判断（過剰、適正、不足）があります。良いとする企業の割合と悪いとする企業の割合の差である「業況判断D. I.」がよく注目されます。一般に、このD. I. が上昇していれば景気は上向いている、低下していれば景気は下降局面とみなされます。

厚生労働省「労働経済動向調査」では、同様な人員判断のほか、雇用調整の実施の有無を調べています。雇用調整の実施は、残業抑制、休日・休暇の増加、中途採用の抑制、希望退職の募集など、雇用調整の種類別に調べています。

他に、内閣府「景気ウォッチャー調査」があります。

#### (企業経営)

企業経営に関する統計の代表は、財務省「法人企業統計」です。貸借対照表や損益計算書上の諸項目を調査し、資産や負債の額、売上高、経常利益、営業利益、付加価値額とその内訳などの統計を四半期ごとに、また年度別に作成されています。そのほか、経済産業省「企業活動基本調査」などがあります。

最近では、中国や東南アジア諸国の経済発展や、経済のグローバル化とともに、企業の海外事業展開が従来にも増して盛んです。雇用に与える影響も注目されます。企業の海外事業展開を調べる調査に経済産業省「海外事業活動基本調査」があります。

## 9 テーマ限定の統計調査

以上は、いわば伝統的な分類で統計調査をみたものです。一方、雇用労働に関しては、非正規労働、若年労働、高齢者雇用の問題を総合的に考えるため、対象を限定し、各種労働条件や雇用管理などを横断的、網羅的に調べる調査があります。「就業形態の多様化に関する総合実態調査」、「パートタイム労働者総合実態調査」、「派遣労働者実態調査」、「有期契約労働に関する実態調査」、「若年者雇用実態調査」、「高齢者雇用実態調査」などです。

### <統計利用の一般的な注意>

統計の利用に当たり、注意する点をいくつか述べます。

#### (1) 統計の内容、調査の範囲をはっきりとさせること

統計は、就業者数、雇業者数、所定内給与額など、名称から内容がある程度わかります。しかし、会社の役員は含まれるか、臨時の労働者は含まれるか、残業手当は含まれるかなど、統計の用途によっては、はっきりさせなくてはならないことがあります。たとえば、フルタイムの正社員の賃金水準を知りたいのに、パートタイムも含む賃金を使うわけには行きません。

また、調査の範囲もはっきりすることが重要です。農林漁業の労働者は含まれるか、公務員は含まれるか、公営の水道、病院、学校などの職員は含まれるか、民営の企業の労働者に限った統計か、などは統計を見る上で注意すべき点の一つです。

また、厚生労働省の調査の多くは、常用労働者が一定数以上いる事業所或いは企業を対象としています。この規模の下限についても理解しておくことが望まれます。異なる統計調査の数字を比較したり、加工したりするときは、特にそうです。

この規模の下限も、労働者数が一定数以上の事業所を対象としているのか、労働者数が一定数以上の企業を対象としているのか、で違いがあります。毎月勤労統計調査は、常用労働

者 5 人以上の事業所の常用労働者を調査の範囲とします。就労条件総合調査は、常用労働者が 30 人以上の民間企業を調査の範囲とします。就労条件総合調査は、2007 年までの調査は本社の常用労働者が 30 人以上である民間企業を、2008 年以降の調査は企業全体でみて常用労働者が 30 人以上である民間企業を、それぞれ調査の範囲としています。2008 年を境に、調査の範囲が若干異なっています。賃金構造基本統計調査は、統計の多くは企業規模 10 人以上として表章されていますが、これは、より正確には、常用労働者 10 人以上の事業所の労働者の賃金を示しているものです。企業規模が 10 人以上でも、数人の小さな事業所で働いている労働者は調査の範囲から外れています。

統計の内容（用語の定義）や調査の範囲は、報告書の調査の解説や用語解説の項に記載されているのが普通です。適宜、参照することが望まれます。

## (2) 統計の区分の基準をはっきりとさせること

統計は、性、学歴、年齢、産業、職業、雇用形態、就業形態、規模の別など、様々な区分に分けて表章されます。①の統計の内容と同様、区分けの基準をはっきりさせておくことが望まれます。

### （産業）

産業の区分は、政府統計の場合、総務省の定める「日本標準産業分類」に従うのが原則です。産業分類とは、事業活動の種類を体系付けたものです。大分類、中分類、小分類及び細分類から成る 4 段階構成で、大分類 20、中分類 99、小分類 529、細分類 1,455 産業あります。事業所ごとに、事業内容に応じて分類上の産業が定まります。例えば、ゲーム用ソフトウェアを作成している事業所は、細分類「3914 ゲームソフトウェア業」、小分類「391 ソフトウェア業」、中分類「39 情報サービス業」、大分類「G 情報通信業」となります。名称の前にある数字やアルファベットは、日本標準産業分類で付されているコードです。

同じ企業の事業所でも、本社事業所、工場、販売店など、事業内容が異なれば、格付けされる産業もまちまちとなります。

統計調査では、通常、小分類又は中分類の産業を特定し、集計します。細分類まで特定する調査はあまりなく、国勢調査や経済センサスでも、小分類の特定までしか行っていません。

日本標準産業分類は、2007 年、2002 年、1993 年というように、1949 年の創設以来、12 回にわたり改定されてきました。労働力調査、毎月勤労統計調査などの産業別統計の産業区分も、少し遅れて変更されます。この変更のため、時系列で統計を並べてみると、産業の名称や範囲に気をつける必要があります。

例えば、毎月勤労統計調査では 2010 年 1 月分調査から、「宿泊業、飲食サービス業」又は「飲食サービス業等」という名称の産業の統計が表章されています。これは、現在の 2007 年改定日本標準産業分類の大分類産業の一つです。2009 年 12 月分以前の調査結果には、同じ名称の表章産業はありません。「飲食店、宿泊業」という類似の名称があります。これは 2007 年改定前の日本標準産業分類にあった大分類産業です。

2007年改定日本標準産業分類の大分類産業の一つ 宿泊業、飲食サービス業

2002年改定日本標準産業分類の大分類産業の一つ 飲食店、宿泊業

両者は範囲が異なるので、統計を並べて比較することには無理があります。現在の「宿泊業、飲食サービス業」は、従来の「飲食店、宿泊業」に、客の注文で調理した飲食品を提供するテイクアウト・デリバリーサービスを加えたものです。範囲の違いは、無視できるような小さなものではありません（テイクアウト・デリバリーサービスは、従来、別の大分類「卸売業・小売業」に含まれていました）。

また、現在の表章産業にある「鉱業、採石業、砂利採取業」又は「鉱業、採石業等」という名称も、2009年12月分以前は表章産業の中に見当たりません。2009年12月分以前には、「鉱業」という類似の名称の産業があります。「鉱業、採石業、砂利採取業」は2007年改定日本標準産業分類の大分類産業で、「鉱業」は2002年改定日本標準産業分類の大分類です。ただし両者は、名称が異なるものの、範囲はまったく同じです。したがって、統計は並べて比較することができます。

このように名称が異なっても範囲が同じである場合があります。逆に名称が同じでも範囲が異なっていて、時系列比較に注意を要する場合があります。例えば、製造業の中に中分類産業として電気機械器具製造業がありますが、2007年改定で、一部が別の中分類産業である電子部品・デバイス・電子回路製造業や情報通信機械器具製造業に移ったため、時系列として並べてみることは留意が必要です。

産業別統計の時系列比較の可否については、労働力調査や毎月勤労統計調査では報告書やホームページに解説があるので、必要に応じて確認することが望めます。また、労働力調査では2002年分までであれば、最新の産業区分に合わせた遡及集計がなされています。

#### （職業）

職業分類は、個々の労働の種類の種類です。産業分類が事業所の事業活動を分類するのと異なります。例えば、自動車・同付属品製造業に分類される事業所（工場）の労働者でも、事務職や技術職の労働者がいます。職業についても、やはり総務省の定める「日本標準職業分類」があります。国勢調査や労働力調査の職業別統計は、基本的にこれに従っています。国勢調査には、小分類の産業別、職業別就業者数（雇用者数）の統計があります。産職マトリックスと呼ばれることがあります。なお、賃金構造基本統計調査の職業別賃金統計の職業は、必ずしもこれに沿っていません。

#### （雇用形態、就業形態）

雇用者の統計は、常雇と臨時雇、フルタイムとパートタイムなど、様々な区分に分けて表示される場合が多くあります。雇用の多様化が進んだ昨今は、区分せずと一緒にした統計では、目的に適った利用ができないことも多いところです。

分け方は、調査によって様々です。定義をはっきり確認することが必要です。例えば、パートタイム労働者、またはパート、短時間労働者などこれに類似する名称の区分には、大きく分けて、

事業所での呼称に基づくもの

1日の所定労働時間数又は週当たりの所定労働日数とその事業所の一般の労働者に比べて短い者

という2つの定義の仕方があります。前者は「呼称パート」、後者は「短時間パート」と呼ばれることがあります。個人を対象とする総務省の世帯を通じて行う調査では、呼称パートの場合が多いようです。一方、厚生労働省の事業所を通じて行う調査、例えば、毎月勤労統計調査のパートタイム労働者や賃金構造基本統計調査の短時間労働者の定義は、後者の流儀です。

#### (規模)

我が国は大企業と中小企業の間、例えば賃金や福利厚生の水準に色々な格差がある実態にあります。そこで、労働統計では規模別の統計がよく作られます。規模区分は、労働者数に基づくものがほとんどです。

この規模区分については、まず、企業規模か事業所規模かは、はっきり識別しなくてはなりません。また、区分けに用いられている労働者数についても、常用労働者数で区分しているか、正社員数で区分しているか、調査によって違うこともあるので、どの範囲の労働者数で区分しているか、注意が必要です。

経済センサスでは、労働者数にはカウントされない事業主、役員なども含めた「従業者数」で区分している表と、「常用雇用者数」で区分している表の両方あります。間違えないようにしなくてはなりません。

### (3) 統計には誤差があり、数値は幅をもたせて解釈すること

統計調査の多くは、調査の範囲に属する対象の一部を調査するサンプル調査です。国の行う統計調査は、大抵、調査の範囲に属する対象全体の統計となるように復元を行っています。このときに使う母集団の数は、全数調査である国勢調査や経済センサスによる統計であったり、毎月の人口推計であったりします。復元は、あくまでも推計ですから、誤差を伴います。

なお、民間の調査機関の行うアンケート調査は多くの場合、復元はされず、回収された調査票の数値の比率、平均です。このようなアンケート調査は報告書の最初に、回収された調査客体の属性、例えば企業調査であれば、企業規模や産業別の客体数の表を載せてあります。母集団の分布とは同じというわけではありません。読み手に、どのような客体の統計なのか分かるようになっています。

統計の数字は、こうした誤差を含むものと理解して扱います。統計の1%にも満たない小さな差に重きを置いて判断するのは一般に避けた方がよいですし、時系列で動きをみるときは、月次データであれば何ヶ月間か、年次データであれば数年間の傾向をみながら判断します。

なお、行政記録を集計して得られる業務統計は、その性格上、復元処理はなされません。

#### (誤差率)

統計調査によっては、誤差率を表示してある場合があります。賃金構造基本統計調査の平成 22 年報告書を見ると、所定内給与額の誤差率が 0.11%とされています。母集団の値がわからないのに誤差率がわかるのはなぜでしょうか。この誤差率というのは、真の値に対する率ではなく、次のような意味を持つ統計上の指標なのです。サンプルから得られている数字、今の例では平成 22 年 6 月分の一般労働者一人平均の所定内給与額 296.2 千円ですが、そのプラスマイナス 0.11%の範囲に母集団の値が含まれる確率がおおよそ 3 分の 2 という意味の指標です。しかも、より正確には、その指標の推計値です（難しくいうと、標本平均の標準偏差の母平均に対する比率の推計値）。

真の値が含まれる確率がおおよそ 3 分の 2 と言える前提に、無作為に抽出されたサンプルから 100%調査票が得られるということがあります。実際は、100%回収はなかなかありませんし、回収された調査票に記入ミスがあるかもしれません。さらに、サンプリングに使った母集団の名簿が古いと、例えば、事業所を調査する場合、名簿が作られて以降に新設された事業所は調査されませんから、この新しい事業所が調査されないという偏り（バイアス）も生じます。こうした留意点はありますが、誤差率は統計数字の信頼性の程度を表すものといえます。

#### (4) 月次統計、四半期別統計には季節的な動きがあること

労働力調査や毎月勤労統計調査、職業安定業務統計のような月々の統計の動きをみる場合、季節的な動きが問題となります。例えば現金給与総額は、賞与の支給によって 6、7、8、12 月に高くなります。また、賞与を除いた定期給与も、盆暮れ等の慣行に基づく休日の関係で 1、5、8 月などは前後の月に比べて低くなります。

このように、同じ月で毎年同じように繰り返される上下変動を季節変動といいます。季節変動には、賞与支給や 4 月採用など、慣行によるものと、盆暮れや 5 月の連休のために生じる調査期間中の実働日数の変動によるものがあります。

そのため、月次の統計は普通、前月と比較することはしません。1 年前の前年同月と比較するのが普通です。1 年前の前年同月に対する増減率、つまり対前年同月増減率、略して前年同月比が月々どう変化するか、というようにみます。例えば、毎月勤労統計調査によると、きまって支給する給与の前年同月比は、2012 年 1 月から 3 月にかけて、0.2%減、0.3%増、0.7%増増となっています。1 月は 1 年前に比べ 0.2%減、これが 2 月、3 月は 1 年前に比べて 0.3%増、0.7%増と、減少から増加に転じ、しかも増加のスピードが早まってきているわけです。

なお、季節変動を除く計算手法があります。それを施した季節調整値（略して季調値ともいう）が公表されていることがあります。季節調整値であれば、前月と比較することになります。

#### (5) 指数について

指数と呼ばれる統計があります。厚生労働省毎月勤労統計調査の「賃金指数」、「実質賃金指数」、「労働時間指数」、「常用雇用指数」、総務省の「消費者物価指数」などです。

##### （毎月勤労統計調査の指数）

指数は、基準年と呼ぶ特定の年の水準を 100 とした水準を表します。例えば、毎月勤労統計調査による現金給与総額指数は、2010 年を 100 とし、2011 年は 99.8、2000 年は 110.5 です。また産業別に 2011 年の水準をみると、製造業は 102.0、サービス業（他に分類され

ないもの)は97.6です。製造業増加、サービス業は減少が一目瞭然です。

このような指数の形にすることで、円単位の原数値よりも見やすく、産業間で動きを比較するにも、100とする時点を同じにしているので便利です。

そこで、毎月勤労統計調査では、賃金、労働時間、常用労働者数について指数を作成し、時系列比較に活用してもらうために提供しています。毎月勤労統計調査の指数は、例えば現金給与総額指数であれば、基準年の各月の現金給与総額の平均(単純平均値)を100とする各月の現金給与総額の水準です。また、対前年増減率、対前年同月増減率などの増減率は、すべて指数から計算することになっています。

さらに、毎月勤労統計調査の指数は、抽出替えに伴う改訂処理がなされます。毎月勤労統計調査では、調査対象のうち30人以上の事業所は原則固定で、数年に一度、無作為に抽出した別の事業所に入れ替えます。これは「抽出替え」と呼ばれています。抽出替えがあると、サンプルが変わったため、結果に断層が生じ、前年同月比が大きい場合は数ポイント動くことがあります。そこで、新しいサンプルに基づく結果の方がより正確との考えで、指数が過去に遡って改訂され、前年同月比なども改められます。(金額、時間数、人数の統計は、遡及改定はありません。)

このように、毎月勤労統計調査では、指数や増減率が過去に遡って改訂される、言い換えると、将来、改定され得る、ということに注意が必要です。最近では、2012年1月分調査で抽出替えがあり、2012年1月分の確報公表(2012年4月3日)の際、指数や増減率が過去に遡って改訂されました。

なお、「**実質賃金指数**」は、賃金指数を総務省の消費者物価指数で割って100倍したものです。消費者物価指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」が使われています。実質賃金は、賃金が消費者物価と同じだけ増減しても変化しません。また、賃金に変化がなく、消費者物価だけが上昇した場合は、実質賃金は低下します。実質賃金は、賃金のもつ購買力を表すといわれます。実質賃金に対し、普通の賃金を指すときは「**名目賃金**」ということがあります。

#### (消費者物価指数)

「**消費者物価指数**」も、基準年を100とした消費財・サービスの物価水準です。消費財・サービスの種類は、食品、衣料、電化製品、教育費、交通費など実に様々です。様々な財・サービスの価格の変化、例えばキャベツや授業料のように価格の単位の異なる財・サービスの価格の動きを、極めて簡単化していえば、家計の消費支出額をウェイトにして加重平均することによって統合し、指数で表したものです。その方法の詳細な解説は、別の機会にしたいと思います。

#### (生産指数)

同様な指数に、経済産業省の「**鉱工業生産指数**」があります。鉱工業生産指数、出荷指数、在庫指数などいくつかの指数からなります。よく参照されるのが鉱工業生産指数で、生産水準を表す指数です。生産量は、自動車や食料品など、製造物の種類によって単位が違います。異なる単位の生産量の変化を統合し、全体の生産水準を表します。毎月勤労統計調査のよう

な指数を単純指数、消費者物価指数や鉱工業生産指数のような指数を加重指数というように  
言い分ける場合があります。

労働に関する主な統計調査（業務統計\*を含む）一覧

事項	調査名（所管 無記載は厚生労働省）	調査の間隔 （最近の調査年）
人口 就業者 雇用者 失業者	国勢調査（総務省）	5年ごと（2010年）
	労働力調査（総務省）	毎月
	人口推計（総務省）	毎月
	人口動態調査	毎月
	就業構造基本調査（総務省）	5年ごと（2007年）
	経済センサス（総務省）	2009年、2012年
	雇用保険事業年報（月報）	毎年、毎月
労働移動	労働力調査 詳細集計（総務省）	四半期
	雇用動向調査	上期、下期
労働需給 学卒入職	一般職業紹介状況*（職業安定業務統計）	毎月
	学校基本調査（文部科学省）	毎年
特定層	高年齢者の雇用状況*	毎年
	労働者派遣事業報告書集計結果*	毎年
	障害者雇用状況*	毎年
	外国人雇用状況の届出状況*	毎年
雇用管理	雇用管理調査	毎年（2004年調査を最後に廃止）
	就労条件総合調査	毎年
	雇用均等基本調査	毎年
賃金	毎月勤労統計調査	毎月
	賃金構造基本統計調査	毎年6月
	屋外労働者職種別賃金調査	毎年（2004年調査を最後に廃止、調査内容は賃金構造基本統計調査に引き継がれる。）
	林業労働者職種別賃金調査	毎年（2004年調査を最後に廃止）

賃金	賃金事情調査（中央労働委員会）	毎年
	職種別民間給与実態調査（人事院）	毎年
	民間給与実態統計調査（国税庁）	毎年
賃金制度	就労条件総合調査	毎年
	賃金事情調査（中央労働委員会）	毎年
初任給	賃金構造基本統計調査	毎年
	職種別民間給与実態調査（人事院）	毎年
昇給・ベースアップ、賞与	賃金引上げ等の実態に関する調査	毎年
	民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況	毎年
	民間主要企業夏季一時金妥結状況	毎年
	民間主要企業年末一時金妥結状況	毎年
退職金	就労条件総合調査	数年（2008年）
実労働時間	毎月勤労統計調査	毎月
	労働力調査（総務省）（週間就業時間数）	毎月
労働時間制度	就労条件総合調査	毎年
	労働時間・休日・休暇調査（中央労働委員会）	隔年
労働費用	就労条件総合調査	数年（2007年）
福祉施設制度	就労条件総合調査	数年（2007年）
労働災害	労働災害発生状況	毎月
	業務上疾病発生状況等調査	毎年
	労働者災害補償保険事業年報（月報）	毎年、毎月
	労働災害動向調査	毎年
労働安全衛生	労働安全衛生基本調査	5年ごと（2010年）
	労働環境調査	5年ごと（2006年）
	労働者の健康状況調査	5年ごと（2007年）
労使関係	労働組合基礎調査	毎年

労使関係    労働争議	労働組合実態調査	5年ごと（2008年）
	労働組合活動等実態調査	5年ごと（2010年）
	労働協約等実態調査	5年ごと（2006年）
	団体交渉と労働争議に関する実態調査	5年ごと（2007年）
	労使コミュニケーション調査	5年ごと（2009年）
	労働争議統計調査	毎月（毎年）
勤労者意識	国民生活に関する世論調査（内閣府）	毎年
	男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）	2009年
	勤労生活に関する調査（労働政策研究・研修機構）	不定期（2011年）
家計	家計調査（総務省）	毎月
	全国消費実態調査（総務省）	5年ごと（2009年）
消費者物価	消費者物価指数（総務省）	毎月
	小売物価統計調査（総務省）	毎月
	（企業物価指数（日本銀行））	毎月
勤労者生活	社会生活基本調査（総務省）	5年ごと（2011年）
	国民生活基礎調査	毎年
	縦断調査 21世紀出生児縦断調査 21世紀成年者縦断調査 中高年縦断調査	毎年
企業活動	法人企業統計（財務省）	四半期
	企業活動基本調査（経済産業省）	毎年
	海外事業活動基本調査（経済産業省）	毎年
	全国企業短期経済観測調査（短観）（日本銀行）	四半期
	法人企業景気予測調査（財務省・内閣府）	四半期
	景気ウォッチャー調査（内閣府）	毎月

賃金指数、消費者物価指数など

指数	原資料	算定方法からみたタイプ
賃金指数 現金給与総額 きまって支給する給与（定期給与） 所定内給与	毎月勤労統計調査	単純指数
実質賃金指数 現金給与総額 きまって支給する給与	毎月勤労統計調査	賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属や家賃を除く総合）で除したもの
労働時間指数 総実労働時間 所定内労働時間 所定外労働時間	毎月勤労統計調査	単純指数
常用雇用指数	毎月勤労統計調査	単純指数
鉱工業指数 生産指数 生産者出荷指数 生産者製品在庫指数 生産者製品在庫率指数 稼働率指数 生産能力指数 製造工業生産予測指数（経済産業省）	主に経済産業省「生産動態統計」	加重指数
第3次産業活動指数	経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」、「商業動態統計調査」、他省庁所管の第3次産業の活動に関する調査等	加重指数
消費者物価指数 消費水準指数 消費者物価地域差指数（総務省）	小売物価統計調査	加重指数